

# おためしノウフク支援事業実施要領

## 1 目的

本事業は、農福連携に取り組む農業者と福祉事業所に対して、障がい者の受け入れにかかる農業者側の不安解消と、福祉事業所が新たに農作業に取り組む場合の経費負担を軽減するとともに、農作業受委託に取り組み易い環境整備と農業の労働力不足に貢献することを目的とする。

## 2 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日とする。  
ただし、期間内であっても助成申請額が助成総額に達した場合には、申請を終了する。

## 3 事業内容

### (1) 助成内容

事業対象者である農業者、福祉事業所が新たに農福連携に取り組む場合の農作業受委託等に対する費用等の助成を行う。

### (2) 助成総額

助成総額は4,000千円を基本とする。

### (3) 助成対象者

本事業の対象者は、新たに農福連携の作業に取り組む以下の者とする。

- ① 県内に住所を有する農業者又は事務所を有する農業法人及び農業者で構成する団体とする。
- ② 県内に事務所を有する福祉事業所（就労継続支援事業所）とする。
- ③ 上述の①②については、本事業を通じ農作業受委託契約した事業者は農福連携マッチングサイト「あぐぷく」への登録を行うとともに、事業に係る効果等について報告及び調査に協力できる者を基本とする。

### (4) 助成対象費用

本事業における助成対象費用は以下のとおりとする。

#### ① 農福連携に係る受け入れ体制の整備に必要な費用（農業者側）

小農具等（固定資産を除く）の購入費用、指導人件費、安全管理に必要な資材等の購入費用、トイレ借用等の衛生管理費用、作業委託料などに対し助成する。

なお、作業委託料は3回以上6回までの作業を基本に助成対象とする。ただし、ほとんどの農家が福祉事業所への委託を躊躇する農作業で参考となる作業マニュアルに乏しい農作業は、作業回数(日数)の制限に関わらず助成対象とすることができる。

② 農作業の受託に係る必要な費用（福祉事業所側）

作業着・帽子・作業手袋等の安全対策費用、生産性向上に向けた治具の購入・改良費用、作業マニュアル作成・提供費用などに対し助成する。

(5) 助成金額

1 事業対象者への助成は10万円を上限とする。ただし、同一の作業を新たに複数の事業者と農作業受委託契約を締結する場合は20万円を上限とする。行政から補助金の交付を受け、または受ける予定がある場合には、補助金の額を控除した後の額を対象とする。

(6) 助成金請求

事業の申請者は、事業完了の日から20日を経過した日、又は令和7年2月末日のいずれか早い日までに事業報告・領収書(写)など必要資料を添えて行うものとする。

助成金の計算にあたり円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

#### 4 助成手続き

別に定めるおためしノウフク支援事業実施細則による。

#### 5 報告

事業実施状況は、つながるノウフク応援会議において適宜事業報告を行う。

また、本事業の目的達成や充実のために必要と認めるときは、事業対象者に対して詳細な状況報告を求めることができる。

#### 6 助成金の返還等に関する事項

(1) 事業対象者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由なく、且つ、改善の見込みがないと認めるときは助成金を交付しない。また、既に支払った助成金の全部若しくは一部の返還を請求することができる。

- ① 特段の理由（助成対象者に責がない場合）なく事業を中断したとき。
- ② 申請書等の書類に虚偽の記載をしたとき。
- ③ 信頼構築を著しく損ね、今後の農福連携継続に著しい支障を来たした場合。
- ④ その他返還が妥当と認められるとき。

(2) 事業対象者は、指定する期日までに当該助成金を返還する。

なお、当該期日までに返還されない場合は、遅延損害金を請求することができる。

#### 7 事業計画の変更・中止終了に関する事項

(1) 事業対象者は、災害または自己の責に帰さない事由により事業の実施・継続が困難となった場合には、事業計画の変更・終了申請書を提出しなければならない。但し、軽

微な変更はこの限りではない。

- (2) 事業対象者から事業計画の変更等の申請を受け、事実と相違ないと判断できる場合には変更等の承認を行い、事業対象者へ通知する。

## **8 個人情報の取扱い**

- (1) 本事業により入手した個人情報は、個人情報に関する法令を遵守し適切に管理する。
- (2) 当該個人情報は、本事業の円滑な運営のために利用する。

## **9 要領の制定、変更及び廃止**

おためしノウフク支援事業実施要領の制定、変更および廃止は、つながるノウフク応援会議で協議のうえ、やまぐち農業労働力確保推進協議会総会で決定する。

## **10 その他**

- (1) 本要領に定めるもののほか、おためしノウフク支援事業実施細則など、この事業の実施に必要な事項については別に定めることができる。

### **附則**

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

以 上

## おためしノウフク支援事業実施細則

### 1 総則

#### (1) 趣旨

この実施細則は、おためしノウフク支援事業実施要領（以下「要領」という）に基づき、その実施に必要な事務処理・様式などの事項を定めるものとする。

#### (2) 用語の定義

用語	定義
事業対象者	要領における4(3)①に定める県内に住所を有する農業者又は事務所を有する農業法人及び農業者で構成する団体（以下「 <b>農業者</b> 」という）及び要領4(3)②に定める福祉事業所。（以下「 <b>事業所</b> 」という）であって事業に係る内容等について報告、及び調査等に協力できる者。 対象者が農協、連合会又は専門農協の場合、作業施設単位に助成対象者となることができる。
農協（JA）	山口県農業協同組合をいう。
連合会	主たる事務所もしくは従たる事務所が山口県内にある農業協同組合連合会、農業協同組合中央会をいう。
専門農協	深川養鶏農業協同組合、山口県酪農農業協同組合、山口県花卉園芸農業協同組合をいう。

#### (3) 事業計画の申請

事業対象者は協議会に事業計画の申請とあわせ、あぐぷくへの登録を行う。

事業対象者が農協・連合会・専門農協の場合は、各施設の担当者が所定の手続きを経て申請する。

### 2 事業に係る案内

本事業の募集にかかる概要を広報誌の掲載、ポスター等により対象者へ広告するとともに、事業対象者は原則としてマッチングサイト「あぐぷく」から要領や様式等のダウンロードを行う。

### 3 申請書の受付

本事業に係る申請・受付は以下による。

事業対象者は、おためしノウフク支援事業申請書（様式1）及び「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」など添付資料等が揃っていることを確認の後、つながるノウフク応援会議の構成団体であるやまぐち農業労働力確保推進協議会の事務局（以下、**事務局**という）に送付する。

### 【申請にかかる提出書類】

- ・おためしノウフク支援事業申請書（様式1）

（添付書類）

- ・反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意（共通様式）
- ・農作業受委託契約書の写し

## 4 助成決定と結果通知

- 事務局は、受け付けた申請書類について、必要書類の添付漏れ等の不備がないか確認する。
- 事務局は、速やかに審査を行い、助成の可否を決定する。審査結果については、「おためしノウフク支援事業決定通知書（様式2）」を送付する。  
なお、農協など関係組織には事業内容を情報提供する。

## 5 助成金の請求

- 事業対象者は、実施要領3（6）に定める「事業助成請求書（様式3）」を事業報告、領収書の写しなど必要な資料が添付されていることを確認のうえ、事務局へ送付する。
- 助成金の請求は、事業が終了の後20日以内もしくは令和7年2月末日のいずれか早い日までに請求を行う。
- 事業計画と実際の連携作業の内容が大きく異なる場合には、予め計画変更申請・承諾の内容によって申請を行う。

## 6 助成金の支出

- 事務局は、請求内容が事業決定通知書の内容と一致しているかを確認のうえ、助成金交付決定通知書（様式4）」を事業対象者へ送付し、助成金の支出を行う。
- 確認にあたって請求金額は助成決定金額を超過しないこととする。

## 7 申請内容の変更

- （1）事業対象者は、助成決定通知書の通知以降、申請内容に変更があった場合には、事業計画変更・中止申請書の提出を行う。
- （2）事務局は、申請変更内容を確認のうえ、事業対象者に対して事業承認・変更等の通知を行う。

## 8 報告

事業対象者は、助成金返還事由等が発生した場合、速やかに事務局に報告を行うこととする。

## 9 事業申請・計画変更等様式と保存年限

- a 事業対象者は、天災等による事業計画の変更や中止の場合、事業計画変更・中止申請書を事務局宛てに提出する。
- b 事務局は、記載内容が必要書類等により事実と相違ないと判断できる場合には事業変更・中止の承認を行い、事業変更・中止の承認通知書を事業対象者へ送付する。
- c 様式及び保存年限は次のとおり。

様式番号	名称	保存期間 (事業対象者)	保存期間 (事務局)
様式1 様式1－2	事業申請書 事業計画変更・中止申請書	10年	10年
様式2 様式2－2	助成決定通知書 助成変更決定通知書	10年	10年
様式3	助成金交付申請書	10年	10年
様式4	助成金交付決定通知書	10年	10年

## 10 内容に疑義が生じた場合

疑義が生じた場合は、つながるノウフク応援会議で協議のうえ、やまぐち農業労働力確保推進協議会が決定する。

### 附則

この細則は、令和6年4月1日から適用する。

(様式1)

おためしノウフク支援事業申請書（農業者用）

令和 年 月 日

つながるノウフク応援会議 御中

事務局：やまぐち農業労働力確保推進協議会

「おためしノウフク支援事業実施要領」に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者

住所 〒 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
代表者 \_\_\_\_\_  
連絡先 電話 ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_ FAX ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

2. 助成申請内容

(1) 新規農作業にかかる連携先

福祉事業者名：	住所
作業予定日・内容：	
福祉事業者名：	住所
作業予定日・内容：	

(2) 農福連携に係る受け入れ体制の整備に必要な費用

小農具等購入費用	円	
指導人件費	円	( ) 円/時間×延べ ( ) 時間
安全・衛生管理費用	円	
作業委託料	円	
その他	円	
合計	円	
うち助成申請額	円	1 新規事業の場合は10万円、複数の場合は20万円が上限

### 3. 添付書類

- 農作業受委託契約書の写 ※契約書に代えて覚書等に行っている場合はその写しでも可。  
作業場所の略図又は地番 ※契約書等で地番が特定されていれば省略可。  
※場所が特定できれば地図にマークでも可。  
反社会的勢力でない表明 ※反社会的勢力でないことの表明は必須。

### 4. 申請にあたっての合意事項

- この申請書を含め、本事業の申請等に際して協議会に提供した個人情報を含む情報については次のとおり利用することについてあらかじめ同意します。

#### 【情報の利用について】

- a 利用する情報の項目  
氏名、住所、連絡先等、本事業の申請、報告内容にかかる情報。
- b 利用目的  
助成金の申請状況や申請者の計画・取組状況の確認の他、農福連携に係る普及・啓蒙に係る報告書や事例集等への掲載。
- c 情報の管理について責任を有する者の名称  
「やまぐち農業労働力確保推進協議会」
- 申請者は、本事業に係る要領・細則の記載事項を遵守します。

以 上

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私は、次の①のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本事業にかかる助成金の支払いが中止され、又は、既に受け取った助成金の全部若しくは一部を請求されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴会に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴会に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

① 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴会の信用を毀損し、又は貴会の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

以上

反社会的勢力ではないことについて表明・確約いたします。

署名 (印)

※法人の場合は法人名及び代表者氏名を記入のうえ、法人印を押印のこと

(様式1-2)

おためしノウフク支援事業計画変更・中止申請書（農業者用）

令和 年 月 日

つながるノウフク応援会議 御中

事務局：やまぐち農業労働力確保推進協議会

「おためしノウフク支援事業実施要領」に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者

住所 〒 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
代表者 \_\_\_\_\_  
連絡先 電話 ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_ FAX ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

2. 変更・中止申請内容

(1) 変更・中止作業にかかる連携先

福祉事業者名：	住所
変更理由・内容等：	

  

福祉事業者名：	住所
変更理由・内容等：	

(2) 農福連携に係る受け入れ体制の整備に必要な費用（変更後）

小農具等購入費用	円	
指導人件費	円	( ) 円/時間×延べ ( ) 時間
安全・衛生管理費用	円	
作業委託料	円	
その他	円	
合計	円	
うち助成申請額	円	1新規事業の場合は10万円、複数契約の場合は20万円が上限

### 3. 添付書類

作業場所にも変更がある場合は新たな作業場所の略図又は地番

### 4. 申請にあたっての合意事項

- この申請書を含め、本事業の申請等に際して協議会に提供した個人情報を含む情報については次のとおり利用することについてあらかじめ同意します。

#### 【情報の利用について】

- a 利用する情報の項目  
氏名、住所、連絡先等、本事業の申請、報告内容にかかる情報。
  - b 利用目的  
助成金の申請状況や申請者の計画・取組状況の確認の他、農福連携に係る普及・啓蒙に係る報告書や事例集等への掲載。
  - c 情報の管理について責任を有する者の名称  
「やまぐち農業労働力確保推進協議会」
- 申請者は、本事業に係る要領・細則の記載事項を遵守します。

以 上

(様式1)

おためしノウフク支援事業申請書 (福祉事業所用)

令和 年 月 日

つながるノウフク応援会議 御中

事務局：やまぐち農業労働力確保推進協議会

「おためしノウフク支援事業実施要領」に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者

住所 〒 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
代表者 \_\_\_\_\_  
連絡先 電話 ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_ FAX ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

2. 助成申請内容

(1) 新規農作業にかかる連携先

[	農業者名：	住所	]
	作業予定日・内容：		
[	農業者名：	住所	]
	作業予定日・内容：		

(2) 農作業の受託に係る必要な費用 (福祉事業所側)

安全対策費用	円	炎暑・風雪対策等の健康管理に係る費用
治具購入・改良等費用	円	
作業マニュアル作成・提供費用	円	公開を前提に作成・提供頂ける場合。一律20千円
その他	円	
合計	円	
うち助成申請額	円	1新規事業の場合は10万円、複数契約の場合は20万円が上限

### 3. 添付書類

- 農作業受委託契約書の写 ※契約書に代えて覚書等になっている場合はその写しでも可。  
作業場所の略図又は地番 ※契約書等で地番が特定されていれば省略可。  
※場所が特定できれば地図にマークでも可。

### 4. 申請にあたっての合意事項

- この申請書を含め、本事業の申請等に際して協議会に提供した個人情報を含む情報については次のとおり利用することについてあらかじめ同意します。

#### 【情報の利用について】

- a 利用する情報の項目  
氏名、住所、連絡先等、本事業の申請、報告内容にかかる情報。
- b 利用目的  
助成金の申請状況や申請者の計画・取組状況の確認の他、農福連携に係る普及・啓蒙に係る報告書や事例集等への掲載。
- c 情報の管理について責任を有する者の名称  
「やまぐち農業労働力確保推進協議会」
- 申請者は、本事業に係る要領・細則の記載事項を遵守します。

以 上

(様式1-2)

おためしノウフク支援事業計画変更・中止申請書（福祉事業所用）

令和 年 月 日

つながるノウフク応援会議 御中

事務局：やまぐち農業労働力確保推進協議会

「おためしノウフク支援事業実施要領」に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者

住所 〒 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)

代表者 \_\_\_\_\_

連絡先 電話 ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_ FAX ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_  
E-mail \_\_\_\_\_

2. 助成申請内容

(1) 変更・中止にかかる連携先

農業者名：	住所
変更・中止理由：	
農業者名：	住所
変更・中止理由：	

(2) 農作業の受託に係る必要な費用（福祉事業所側）

安全対策費用	円	炎暑・風雪対策等の健康管理に係る費用
治具購入・改良等費用	円	
作業マニュアル作成・提供費用	円	公開を前提に作成・提供頂ける場合。一律20千円
その他	円	
合計	円	
うち助成申請額	円	1新規事業の場合は10万円、複数契約の場合は20万円が上限

### 3. 添付書類

作業場所に変更がある場合は新たな作業場所の略図又は地番

### 4. 申請にあたっての合意事項

- この申請書を含め、本事業の申請等に際して協議会に提供した個人情報を含む情報については次のとおり利用することについてあらかじめ同意します。

#### 【情報の利用について】

- a 利用する情報の項目  
氏名、住所、連絡先等、本事業の申請、報告内容にかかる情報。
  - b 利用目的  
助成金の申請状況や申請者の計画・取組状況の確認の他、農福連携に係る普及・啓蒙に係る報告書や事例集等への掲載。
  - c 情報の管理について責任を有する者の名称  
「やまぐち農業労働力確保推進協議会」
- 申請者は、本事業に係る要領・細則の記載事項を遵守します。

以 上

(様式2)

申請書整理番号	
---------	--

### おためしノウフク支援事業助成決定通知書

番 号  
令和 年 月 日

事業対象者 様

つながるノウフク応援会議

事務局：やまぐち農業労働力確保推進協議会

今回の募集において、申請がありましたおためしノウフク支援事業について、下記のとおり、助成決定を行いますので通知します。

記

1. 申請者： \_\_\_\_\_

2. 助成決定内容・決定額

(1) 農福連携に係る受け入れ体制の整備に必要な費用（農業者側）

小農具等購入費用	円	
指導人件費	円	
安全・衛生管理費用	円	
作業委託料	円	
その他	円	
助成決定額	円	1 契約で 10 万円、複数契約の場合は 20 万円が上限

(2) 農作業の受託に係る必要な費用（福祉事業所側）

安全対策費用	円	
治具購入・改良等費用	円	
作業マニュアル作成・提供費用	円	公開を前提に作成・提供頂ける場合
その他	円	
助成決定額	円	1 契約で 10 万円、複数契約の場合は 20 万円が上限

以 上

(様式 2 - 2)

申請書整理番号	
---------	--

### おためしノウフク支援事業助成変更決定通知書

番 号  
令和 年 月 日

事業対象者 様

つながるノウフク応援会議

事務局：やまぐち農業労働力確保推進協議会

今回の募集において、申請がありましたおためしノウフク支援事業について、下記のとおり、助成決定を行いますので通知します。

#### 記

1. 申請者： \_\_\_\_\_

#### 2. 助成決定内容・決定額

##### (1) 農福連携に係る受け入れ体制の整備に必要な費用（農業者側）

小農具等購入費用	円	
指導人件費	円	
安全・衛生管理費用	円	
作業委託料	円	
その他	円	
助成決定額	円	1 契約で 10 万円、複数契約の場合で総額 20 万が上限

##### (2) 農作業の受託に係る必要な費用（福祉事業所側）

安全対策費用	円	
治具購入・改良等費用	円	
作業マニュアル作成・提供費用	円	公開を前提に作成・提供頂ける場合。一律20千円
その他	円	
助成決定額	円	1 契約で 10 万円、複数契約の場合で総額 20 万が上限

以上

(様式3)

## おためしノウフク支援事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

つながるノウフク応援会議 御中

事務局：やまぐち農業労働力確保推進協議会

住 所 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_ (印)

おためしノウフク支援事業実施要領並びに細則に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

なお、実施要領第7条に定める助成金返還事由に抵触した場合には、直ちに報告し、助成金の返還を求められたときは、その額を指定する期日までに返還します。

### 記

#### 1. 請求明細

申請書整理番号	事業対象者（氏名）

#### (1) 農福連携に係る受け入れ体制の整備に必要な費用（農業者側）

小農具等購入費用	円	
指導人件費	円	
安全・衛生管理費用	円	
作業委託料	円	
その他	円	
助成請求額	円	1 契約で 10 万円、複数契約の場合で総額 20 万が上限

#### (2) 農作業の受託に係る必要な費用（福祉事業所側）

安全対策費用	円	
治具購入・改良等費用	円	
作業マニュアル作成・提供費用	円	
その他	円	
助成請求額	円	1 契約で 10 万円、複数契約の場合で総額 20 万が上限

## 2. 事業実績

作目名 栽培面積 うち連携面積 作業内容 面積・数量等と単位

作 目	栽培面積 (うち連携面積)	作業内容	およその作業量 (単位：a、袋、箱、枚、時間等)	作業日 月／日
	a			/、/、/
	( a)			/、/、/
	a			/、/、/
	( a)			/、/、/

## 3. 添付書類

- ・支払完了が確認できるもの（領収書等）の写し ※必須
- ・作業風景等の写真（利用者の顔が判らないもの）※任意（次回のおぐぷく登録時に使用）
- ・安全装置又は治具等の写真 ※該当する場合のみ
- ・作業マニュアル ※マニュアル作成・提供の助成を申請された福祉事業所のみ

## 4. 振込先

金融機関名						
取引店名	本店		支店・支所・出張所等の場合			
			支店・支所・出張所等			
口座種目	普通	当座	その他			
口座番号（7ケタ）						
口座名義 (カナのみで記入下さい)	(例) ヤマダ タロウ					

以上

(様式4)

申請書整理番号	
---------	--

おためしノウフク支援事業助成金交付決定通知書

番 号  
令和 年 月 日

事業対象者 様

つながるノウフク応援会議

事務局：やまぐち農業労働力確保推進協議会

標記事業について、請求のありました助成金を下記のとおり、お支払いしますので通知します。

記

1. 助成支払額（合計）： \_\_\_\_\_ 円

【内訳】

農業者側

費 目	金 額	備 考
小農具等購入費用	円	
指導人件費	円	
安全管理費用	円	
作業委託料	円	
その他（農業者）	円	

福祉事業所側

費 目	金 額	備 考
安全対策費用	円	
治具購入・改良等費用	円	
作業マニュアル作成・提供費用	円	
その他（福祉事業所）	円	

2. 支払日

令和 年 月 日

以 上